

(別記2)

女性の労働環境整備・活躍強化事業

第1 事業の趣旨

女性農業者が働きやすい環境の整備、女性農業者グループの活動への支援、女性リーダーの育成を行うことにより、女性の農業への呼び込みや定着を進め、女性農業者の確保を図る。

第2 事業の実施

事業実施主体は、次の1から3までに掲げる事業を実施する。

1 女性が働きやすい環境の整備、女性農業者グループの活動支援

女性の農業への呼び込み・定着を図るため、事業実施主体は(1)の取組を実施する(2)の地域取組主体に対して、その取組に必要な経費を補助する。

(1) 地域取組主体の取組内容

以下のいずれか又は両方の取組を実施すること。

- ① 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保
- ② 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組

(2) 地域取組主体

以下の要件を満たすこと。

- ① 市町村、農業協同組合等の関係団体、民間団体、協議会又は女性農業者グループのいずれかであること。なお、協議会及び女性農業者グループについては、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、全ての構成員がこれに同意しているものとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の対応

(オ) 事務処理及び会計処理の方法

(カ) 会計監査及び事務監査の方法

(キ) その他運営に関して必要な事項

- ② 次に掲げる実施体制を整備していること。

(ア) 管理運営において「代表者」を定めること。

(イ) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を「経理担当者」として定めること。

(3) 公募及び審査

事業実施主体は、(2)の地域取組主体の選定に際して、交付申請時に定めた公募要領及び審査要領(以下「公募要領等」という。)による公募を行い、有識者等による審査会により選定を行う。また、公募要領等を修正する場合は、経営局長の承認を得るものとする。

なお、(1)の①の地域取組主体の選定に当たっては、公募要領等において労働環境改善に資する事項を定めるとともに、その実施状況を考慮して選定するものとする。

(4) 補助金額

事業実施主体から地域取組主体への補助対象は、(1)の取組に係る費用とし、1地域取組主体当たりの補助金額の上限は、(1)の①の取組については、上限3,000千円、

(1)の②の取組については、地域内で活動する場合は上限500千円、都道府県を越えて連携・活動する場合(女性農業者グループの構成員の所在地が複数都道府県に跨る場

合又は異なる都道府県の複数の女性農業者グループが連携する場合に限る。)は上限1,000千円とする。

(5) 地域取組主体による事業実施計画の作成等

地域取組主体が(1)の①を実施する場合、女性の就農環境改善のための取組、女性農業者確保の目標等を記載した女性の就農環境改善計画書(別紙様式第1号)を作成し、別紙様式第2号により事業実施主体から承認を得るものとする。また、本事業実施後には、事業実施主体が別に定める日までに別紙様式第2号及び第3号により、実績を報告するものとする。

また、地域取組主体が(1)の②を実施する場合、女性の労働環境整備・活躍強化事業(女性農業者グループの活動支援)計画書(別紙様式第4号)を作成の上、別紙様式第5号により事業実施主体から承認を得るものとする。また、本事業実施後には、事業実施主体が別に定める日までに別紙様式第5号により、実績を報告するものとする。

(6) 経理管理方法

地域取組主体の本事業に係る経理は、独立の帳簿により他の経理と区分して管理することとし、経理担当者はこれを的確に管理するものとする。

(7) その他

地域取組主体は、(1)の①で確保する施設等については広く活用されるよう努めるものとする。

2 女性リーダー育成支援

経営力向上や地域農業の発展に対する意欲をもった全国の女性農業者を対象とした研修を実施することにより、自地域内に留まらない幅広い視野と経営能力を有し、全国的にも活躍が認められる女性農業経営者を育成する。

(1) 都道府県等で実施する女性リーダーの育成を目的とした研修会参加経験者等全国各地から女性農業者を募集し、研修参加者を選抜する。

(2) (1)により選抜された者を対象として、経営分析手法やクラウドファンディング等の新たな資金調達手法等の修得等を通じた受講生の個別経営課題に対する改善・発展の取組等の実践による、全国的に認められる女性農業経営者の育成を目指した研修を実施する。

(3) 研修内容や方法の設計に当たっては、他分野のリーダーや経営者育成の手法も積極的に取り入れるものとする。

(4) 研修会は対面での開催を基本とし、必要に応じオンラインによる事前・事後学習等を取り入れるものとする。

(5) 受講生の研修効果を把握するための測定・調査を行うとともに、当該研修や研修受講生の成果について、都道府県や関係団体等に対して情報提供を行う。

3 推進事業

1及び2の事業実施に当たって、以下に掲げる取組を実施するものとする。

(1) 有識者等による検討会を開催し、有識者等から助言を受けて事業の実施内容を検討するとともに、1の(3)に示す公募及び審査を行う。

(2) 1の(1)の①の地域取組主体の女性の就農環境改善計画書(別紙様式第1号)及び1の(1)の①、②のそれぞれ複数の優良事例を事業実施主体のホームページに公表する。

(3) 1の(1)の②に関して、異なる都道府県の女性農業者グループ同士の連携等を推進する。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成及び変更

事業実施主体は、女性の労働環境整備・活躍強化事業事業計画書（別紙様式第6号）及び第2の1の（3）に示す公募要領、審査要領及び第4の2に示す交付規則を作成し、交付申請時に添付するものとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業実施計画書を変更等承認申請時に添付するものとする。

2 実績報告

事業実施主体は、事業実績報告書（別紙様式第7号）を事業完了後1か月以内又は事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに経営局長に報告するものとする。

第4 補助対象経費

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費であって本事業の対象として明確に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、事業実施主体は、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

2 補助金の交付

事業実施主体は、第2の1の（2）の地域取組主体の必要経費を補助するため、必要な事項を定めた交付規則を定めるものとする。

第5 委託

第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。

第6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、事業実施主体、都道府県、農業関係団体等の本事業の関係機関は互いに密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとする。

| 別表 | 補助対象経費 |
|---------|--|
| 別紙様式第1号 | 女性の就農環境改善計画（実績報告）書 |
| 別紙様式第2号 | 令和5年度女性の就農環境改善計画の承認申請（実績報告）について |
| 別紙様式第3号 | 令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業（女性が働きやすい環境の整備支援）の実施状況に関する報告について |
| 別紙様式第4号 | 令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業（女性農業者グループの活動支援）計画（実績報告）書 |
| 別紙様式第5号 | 令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業（女性農業者グループの活動支援）計画の承認申請（実績報告）について |
| 別紙様式第6号 | 令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業計画（実績報告）書 |
| 別紙様式第7号 | 令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業の実績報告について |

(別記2 別表)

補助対象経費

| 区 分 | 内 容 |
|----------------------|--|
| 消耗品費 | 事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費 |
| 旅 費 | 事業を実施するために必要となる事業実施主体から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な交通費等の経費 |
| 謝 金 (注2) (注3) | 事業を実施するために必要となる資料整理、補助、専門知識の提供、資料の収集等の協力者に対する謝礼に必要な経費 |
| 技能者給 (注1) (注3) | 事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し、事業実施主体が支払う実働に応じた対価 |
| 賃 金 (注1) (注3) | 事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 |
| 役務費 | 専ら事業を実施するために必要となるそれだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を行うために必要な経費 |
| 委託費 | 事業の交付目的たる事業の一部を他の団体に委託するために必要な経費 |
| 専門員等設置費 (注1) (注3) | 事業を実施するために必要となる企画・運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合に必要な経費 |
| 備品費 (注4) | 事業を実施するために必要となる設備（機械・装置）・物品等の購入及びこれらの据付等に必要な経費（農業用機械を除く） |
| 会議費 | 事業を実施するために必要となる会場借料 |
| 印刷製本費 | 事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費 |
| 通信運搬費 | 事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費 |
| 使用料及び賃借料 | 事業を実施するために必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料 |
| 地域取組主体への補助 | 地域取組主体が行う取組に対する補助に係る経費。 補助対象経費についてはこの費目以外の費目に準ずる。 |
| その他 | 事業を実施するために必要となる広告費、文献等購入費、複写費、収入印紙の経費など他の費目に該当しない経費 |

- (注1) : 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法によるものとする。
- (注2) : 事業における有識者への謝金の取扱いについては、謝金単価の設定根拠を明確にした上で、業務日誌等により管理するものとする。
- (注3) : 賃金、専門員等設置費、技能者給及び謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。
- (注4) : 「備品」については、第2の1の事業のみ補助対象とする。

女性の就農環境改善計画（実績報告）書

（令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業（女性が働きやすい環境の整備支援））

1 地域取組主体の概要

| | | |
|--------------|--|-------------|
| 名称 | | |
| 所在地 | | |
| 代表者 | | |
| 主な組織の事業内容（注） | | 女性農業者の人数： 人 |

（注）主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制

| |
|--|
| |
|--|

（注）実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画（実績）

（1）地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題（注）

| |
|--|
| |
|--|

（注）（2）の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画（実績）（注1）

| 確保する施設等の区分 | | ①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他 | | | | | |
|--------------|----|--|----|------------------------------|-------------|-------|----|
| 区分番号 (注2) | 時期 | 確保場所 | 数量 | 利用する 女性農業 者(注3) の人数 | 事業費 (千円) | 国庫補助金 | 備考 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む。）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事者とする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

4 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組（注）

| 時期 | 取組内容・回数 | 備考 |
|----|---------|----|
| | | |

(注) 女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容（例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など）を記載すること。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

5 女性農業者確保の目標（注）

| | |
|------------------------|----------|
| 翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注） | 人 |
| （女性農業者の新規確保人数の内訳） | |
| 自営農業就業者 | 人、雇用就農者 |
| | 人、アルバイト等 |
| | 人 |

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

※第2の1の（5）の計画の承認申請においては、本様式中の「（実績）」を削除すること。

(別記2 別紙様式第2号)

年月日

事業実施主体の長

所在地

地域取組主体名

代表者氏名

令和5年度女性の就農環境改善計画の承認申請（実績報告）について

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知）別記2の第2の1の（5）に基づき、別添のとおり女性の就農環境改善計画（実績）の承認申請（実績報告）を提出する。

（注1）別紙様式第1号を添付する。

（注2）事業計画を変更しようとする場合にあつては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては「承認」を「中止（廃止）承認」と置き換えること。

年月日

事業実施主体の長

所在地

地域取組主体名

代表者氏名

令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業
(女性が働きやすい環境の整備支援)の女性農業者確保の実績報告について

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知)別記2の第2の1の(5)に基づき、下記のとおり実績を報告する。

記

1 女性の就農環境改善のための整備内容

| |
|--|
| |
|--|

2 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組(注)

| 時期 | 取組内容・回数 | 備考 |
|----|---------|----|
| | | |

(注)女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容(例:更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など)を記載すること。

3 女性農業者確保の実績

| 女性農業者の 新規確保人数(注) | 目標 | 実績 |
|---------------------|------------|------------|
| | 人 | 人 |
| | (内訳) | (内訳) |
| | ・自営農業就業者 人 | ・自営農業就業者 人 |
| | ・雇用就農者 人 | ・雇用就農者 人 |
| | ・アルバイト等 人 | ・アルバイト等 人 |

(注)事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数

年月日

令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業
(女性農業者グループの活動支援) 計画 (実績報告) 書

1 地域取組主体の概要

| | | | |
|----------------|--|-----------|-----------|
| 名称 | | | |
| 所在地 | | | |
| 代表者 | | | |
| 主な組織の事業内容 (注1) | | 女性農業者の人数： | 人 (注2) |

(注1) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

(注2) 構成員の所在地が複数の都道府県に跨る場合、所在する都道府県名をそれぞれ記入すること。

2 事業実施体制

| |
|--|
| |
|--|

(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組に係る計画 (実績)

(1) 地域内で活動する場合 (注)

| 取組区分 | ①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等に係る取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他 | | | | | | | |
|------|--|----|----|------|--------------|----------|-------|----|
| | 区分番号 | 時期 | 内容 | 実施回数 | 参加する女性農業者の人数 | 事業費 (千円) | 国庫補助金 | 備考 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

(注1) 取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際

には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「内容」の欄に取組の実施場所・範囲についても記載すること。

(注3) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

(2) 都道府県を越えた連携・活動が含まれる場合 (注)

| 取組区分 | ①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等に係る取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他 | | | | | | | |
|------|--|----|----|------|--------------|---------|-------|----|
| | 区分番号 | 時期 | 内容 | 実施回数 | 参加する女性農業者の人数 | 事業費(千円) | 国庫補助金 | 備考 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

(注1) 取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「内容」の欄に連携の内容、取組の実施場所・範囲についても記載（都道府県を越える連携・活動内容について明記）すること。

(注3) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

※第2の1の(5)の計画の承認申請においては、本様式中の「(実績)」を削除すること。

(別記2 別紙様式第5号)

年月日

事業実施主体の長

所在地

地域取組主体名

代表者氏名

令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業
(女性農業者グループの活動支援) 計画の承認申請 (実績報告) について

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知)別記2の第2の1の(5)に基づき、別添のとおり女性の労働環境整備・活躍強化事業(女性農業者グループの活動支援)計画の承認申請(実績報告)を提出する。

(注1) 別紙様式第4号を添付する。

(注2) 事業計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては「承認」を「中止(廃止)承認」と置き換えること。

女性の労働環境整備・活躍強化事業計画（実績報告）書

1 事業実施主体の概要

| | | |
|------------|-------------|-------|
| 名 | 称 | |
| 所 | 在 | 地 |
| 設 | 立 | |
| 統 | 括 | 責 |
| 任 | 者 | |
| 担当者 連絡先 | 氏 | 名 |
| | 部 | 署・役職 |
| | 電 | 話 番 号 |
| | E - m a i l | |

2 事業実施方針

(注) ①本事業に取り組む全国の女性農業者グループ等を広く公募し、選定された女性農業者グループ等の適正な事業執行に向けた指導・助言等を行う観点、②全国の女性農業者等への情報発信を効果的に行う観点で本事業の実施方針を記載すること。

3 事業実施体制

(注) 実施に必要な連携先の組織等を記載する。また、事業実施主体における実施体制を記載する。

4 事業計画（実績）

1 女性が働きやすい環境の整備、女性農業者グループの活動への支援計画（実績）

| 時期 | 内容 | | 備考 |
|----|-----|-----|----|
| | 対象者 | 方法等 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（注）地域取組主体の公募・選定、審査及び補助金の交付の手續等について具体的に記載すること。

2 女性リーダー育成支援計画（実績）

（1）研修実施方針

| |
|--|
| |
|--|

（2）研修計画の概要

| |
|--|
| |
|--|

（3）研修スケジュール・内容

| 時期 | 内容 | | 備考 |
|----|-----|-----------|----|
| | 対象者 | 場所・方法・回数等 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(4) 受講生の研修効果の調査・測定

| 区分 | 内容 | | 備考 |
|----|-----|--------|----|
| | 対象者 | 方法・回数等 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3 推進事業

(1) 検討会の開催計画（実績）

| 時期 | 内容 | | 備考 |
|----------------|-----|-----|----|
| | 対象者 | 方法等 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (有識者等の構成 (注)) | | | |

(注) 専門分野、氏名、所属等を記載すること。

(2) 優良事例の公表等の計画（実績）

| 時期 | 内容 | | 備考 |
|----|-----|-----|----|
| | 対象者 | 方法等 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(注) 地域取組主体の女性の就農環境改善計画のHPへの公表及び優良事例の選定・公表について、具体的に記載すること。

(3) 異なる都道府県の女性農業者グループ同士の連携等の推進計画（実績）

| 時期 | 内容（対象地域・対象グループ、方法等（注）） | 備考 |
|----|------------------------|----|
| | | |
| | | |

（注）第3の2の実績報告においては、連携を推進するグループの所在する都道府県名、取組の実施場所を記載すること。

4 経費の内訳

| 事業の種類 | 事業費 | うち国費 | 経費の内訳 | 備考 |
|----------------------------------|-----|------|-------|----|
| | | | | |
| 1 女性が働きやすい環境の整備、女性農業者グループの活動への支援 | | | | |
| 2 女性リーダー育成支援 | | | | |
| 3 推進事業 | | | | |
| 合計 | | | | |

（注）必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

(別記2 別紙様式第7号)

年月日

農林水産省経営局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業の実績報告書について

働きやすい環境づくり緊急対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第1795号農林水産事務次官依命通知）別記2の第3の2に基づき、別添のとおり女性の労働環境整備・活躍強化事業の実績報告を提出する。

(注) 別紙様式第6号を添付する